

## 第3章 経済改革の現状と 問題点

### はじめに

この第3章では、第2章の内容をうけて、1990年代初め以降1996年末までの局面を考察する。まず従来の構造的な問題と対外的ショックが融合して深刻な複合的危機が発生したことを確認する。次に、これと前後して断行されてきた経済改革の内容や効果および問題点を順次論じていく。最後に本章の要旨をまとめ、結論としよう。

### 1. 複合的な危機の発生から一定の回復へ

第2章2.で考察した1980年代後半の構造的な危機は、1989年以降、東欧革命、ソ連崩壊、コメコン解体など一連の対外的ショックと融合し、キューバ経済は1993年まで革命後最も深刻な後退と不均衡を経験することになる（図2-1、図2-3、表3-1）。このいわば複合的な危機の回路を図式化したのが図3-1である。

まず、上記の対外的ショックのため輸入と輸出が激減し、貿易赤字ファイナンスも困難となった。これは前掲図2-4でいえば輸出→輸入→投資→生産性<の回路が大打撃を受けたことを意味する。前述のように、キューバは資本財、石油等の原燃料や補修部品、さらに一部主要食料まで旧コメコン諸国からの輸入に依存していたため、GDP、生産性、投資、消費はいずれもほぼ機械的に急落した。元来エネルギー利用効率が悪かったこと（1980年代末で日本やフランスの2倍強、アメリカの1.5倍強）<sup>(注1)</sup>も、事態をその分深刻にした。こうして国内供給力が低下した結果、旧コメコン市場の収縮とあいまって輸出も急減し、これによりまた輸入が一層減少する、という悪循環が進行したので

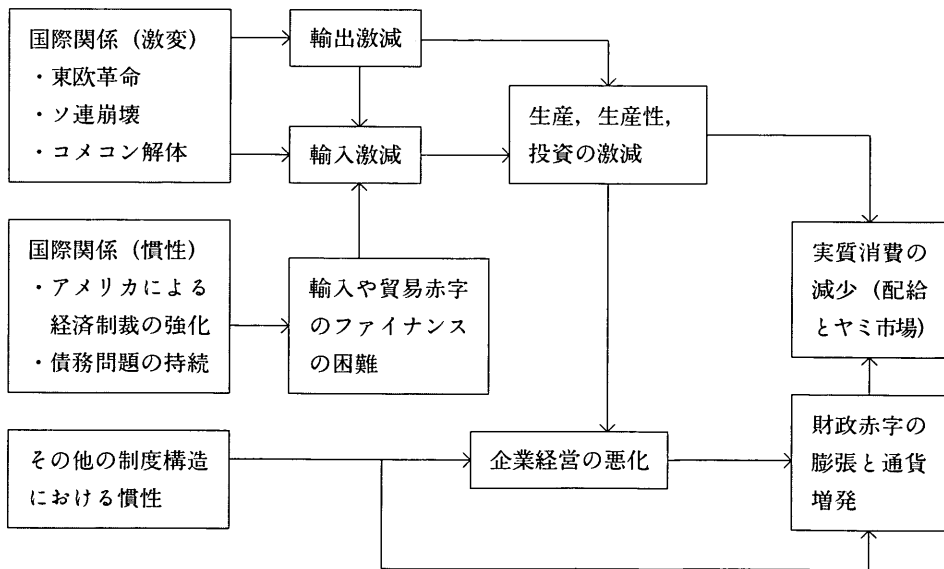
表 3 - 1 1990年代の主要経済統計

年	GDP	1人当りGDP	歳出	歳入	財政赤字	流動性	輸出	輸入	貿易収支	対外債務
1990	-2.9	-4.0	15481.6	13523.5	-1958.1	4986.3	5414.9	7416.5	-2001.6	
1991	-10.7	-11.6	14713.8	10949.0	-3764.8	6662.9	2979.5	4233.8	-1254.3	
1992	-11.6	-12.3	15048.3	10179.3	-4869.0	8361.1	1779.4	2314.9	-535.5	8784.7
1993	-14.9	-15.4	14566.5	9515.9	-5050.6	11043.3	1136.5	2036.8	-900.3	9082.8
1994	0.7	0.3	14178.3	12756.9	-1421.4	9939.7	1314.2	1956.1	-641.9	9161.8
1995	2.5	1.5	12682.5	11682.5	-1000.0	9221.4	1478.5	2772.0	-561.8	10500.0
1996	7.8				-718.7	9250~9300	1966.4	3695.1	-1728.7	

注：GDPと1人当りGDPは対前年比（%）。その他は百万ペソ（公定為替レートは1ペソ=1ドル）。

資料：Oficina Nacional de Estadística 1995/Banco Nacional de Cuba 1995/CEPAL 1996/Cuba News, Vol.4, No.12(December 1996)/Granma Internet, Año2, No.2(14 de enero de 1997)/1996年の財政赤字，輸出，輸入，貿易赤字は以上の資料により筆者が算出。

図 3 - 1 複合的な危機の構図：1990～93年



ある。しかもなお貿易赤字は持続したのだが、「移行経済」化した旧コメコン諸国にはもはやこれを寛大にファイナンスする意志も能力もなかった。これに対して西側世界との関係は、依然この苦境のバッファーとなり得るようなものではなかった。アメリカによる経済制裁はむしろ強化されていくし（後述）、債権銀行団やパリ・クラブとの対外債務交渉も1986年のモラトリアム以来暗礁に乗り上げていた。国際関係の激変と慣性に挟まれて、キューバ経済の対外制約は一挙に強まったのである。

一方、国内では1980年代に現われた構造的な危機の構図が、やや形を変えながらも本質的には根強く残っていた。第1に、労働関係に関わる諸変数の不均衡である。ある推計によれば、1989～93年に労働生産性とGDPの年平均変化率は各々-12.0%、-12.4%であったが、平均賃金と雇用のそれは各々-0.9%、-0.4%に過ぎなかった(注2)。これは後者の調整不足を、そしてその背後の弛緩した労働関係を示唆している。この結果、第2に、企業の採算が従来以上に悪化した。1994年5月には企業の実に69%が赤字を抱えていたとされる(注3)。もちろん従来からの非効率な企業組織のあり方もその一因だったはずである。第3に、ソフトな予算制約である。まさに以上の事態により利潤税および（従来の税制下でもう1つの主要財源だった）流通税の徴収が減少すると併行して、赤字企業に対する財政補助金が支出されたため、財政赤字が急速に膨張した(注4)。そしてその補填はキューバ国立銀行の通貨増発によって行われた。1989～93年における流動性の年平均増加率は30.3%にも達している(注5)。ところが第4に、供給が急減した消費財の流通は各家計に少量ずつ平等配給されたため使用不可能な貨幣がヤミ市場に殺到し(注6)、そこで非公式のインフレを引き起こすことになった。こうなると賃金所得の勤労働機づけ効果は（元来の緩い物質的刺激や平等主義的な賃金体系ともあいまって一層）低下せざるを得ない。労働規律の緩み、インフォーマル部門への人材流出、亡命が累増し、労働生産性はこの面からも低下を余儀なくされた。図3-1の複合的な危機の回路は、こうして完結するのである。

さて、ここまでが1989年から1993年にかけての状況であり、1994年からは注目すべき新たな局面が訪れる。当局の推計になるが、キューバ経済は同年にマイナス成長を脱した後(0.7%)、1995年に2.5%、1996年にも7.8%と成長を続けたのである(表3-1。図2-1、図2-3のCEPAL推計も参照)。1997

---

年にも4～5%の成長が見込まれている(注7)。この間、労働生産性と平均賃金の関係も逆転する傾向にあったようである。1994年に前者の伸び率は5.2%であったが後者のそれは2.9%とこれを下回り(注8)、1996年にも前者の8.5%に対して後者は6.8%であったとされる(注9)。財政・金融面の不均衡も緩和されてきている(表3-1)。以下明らかにするように、複合的な危機の発生に応じて断行されてきた一連の経済改革こそ、こうした局面変化の原動力に他ならない。それらは相互に連動し合いながら、従来の制度構造を国営部門優位の開放的混合経済の方向へと変容させつつあり(表2-1)、後述する限界や問題点を抱えながらも全体としては成長促進的に作用してきたのである。

## 2. 経済改革の内容と成果

ここでは経済改革の主な内容とその成果の側面を確認する。限界または問題点については後に検討しよう。

### (1) 国際経済への参入

第1に、国際経済への参入のあり方の再構築である。この点についてはまず、外国貿易の国家独占が次第に解除されるようになったことを指摘できる。国営企業、後述の合弁企業、外国商社の支店などが独自の貿易活動に従事できる範囲が広がってきた(注10)。これは後述のドル化公認とあいまって外国製品との競争圧力を僅かではあるがもたらしつつあり、国内経済の効率向上の触媒となってきた。

次に注目されるのは外国投資促進への大転換である。外国企業との合弁の可能性は1982年2月の政令法50号によって従来から開かれてはいた。前にも述べたように、それは1970年代半ばに始まる限定的な分権化の流れ(SDPE)を汲むものであった(注11)。だが、1988年現在で合弁企業が1社(スペイン企業との合弁。ホテル業)しかなかったという事実(注12)からもわかるように、この当時までの外国投資受入体制はなお消極的なものであった。しかし1990年代の未曾有の経済危機に促されて、外国投資に対する党・国家のスタンスは一転積極的となる。その目的は、外国企業の持つ資本、技術、経営ノウハウ、流通網にアクセスすることにより一層の輸入代替やさらに輸出代替を可能にし、対

---

外制約を緩和することにあつた。国家所有以外の様々な所有形態を整理し直した憲法改正（1992年）も、合弁企業の設立交渉手続きを容易にした<sup>(注13)</sup>。こうして外国投資は一挙に増加し、1994年以降のキューバ経済の成長再開に重要な役割を果たすことになったのである。

まず1995年10月までに合弁企業は212件に達し（1996年までに260件）<sup>(注14)</sup>、その累積投資額は21億ドル強に及んだ<sup>(注15)</sup>。この過程で生み出された新規雇用も1995年央までに6万人を数えた<sup>(注16)</sup>。また1995年5月までに進出企業の国籍は50ヶ国以上に及んでおり、累積投資件数に占める割合としてはスペイン（22%）、カナダ（12%）、イタリア（8%）、フランス（6%）、オランダ（4%）、メキシコ（6%）、その他ラテン・アメリカ諸国（14%）が大きい<sup>(注17)</sup>。投資先の内訳（1995年5月までの累積件数）としては工業が最も多く（26%）、観光（16%）、鉱業（13%）、石油（12%）、建設（10%）、農業（5%）がこれに次いでいる<sup>(注18)</sup>。さらに1995年半ば現在、上記以外に300件の新規投資プロジェクトが交渉中であり、すでに450の外国企業・商社が駐在員事務所を開いている<sup>(注19)</sup>。

なお、こうした動きを受けて外国投資受入体制をより整備する必要が生じ、1995年9月には新外国投資法が制定された。旧外国投資法と比べると投資手続きが明確となり、外資100%の企業進出や税引き後利潤の全額送金も可能とされるなど、より開放的なものとなっている<sup>(注20)</sup>。また、これとは別に個々の投資国との間に投資保護協定が締結されてきているが<sup>(注21)</sup>、ドイツがアメリカの経済制裁強化（後述の「キューバ自由化法」）にも関わらずあえて投資保護協定を締結している事実は注目に値する<sup>(注22)</sup>。最後に、1996年6月には自由貿易加工区の創設が決定されたが、その具体的な運用はなお今後の課題である。

さて、国際経済への参入のあり方に関しては、国民のドル所持の合法化と国営ドル商店の開放（1993年8月）も非常に重要な制度変化である。貿易の国家独占の帰結としてそれまで国民のドル所有は禁止されており、ドル商店も外交団など外国人専用であつた。だが実際には海外縁者の送金・持ち込みや進出外国企業駐在員・観光客らのチップその他などにより、国民の一定部分にドルが流通していた<sup>(注23)</sup>。そしてヤミ市場での不足品購入にもそれが充てられており、ヤミ為替市場さえ形成されていたのである。上記の措置はこの事実上のド

ル化をあえて公認することで、一部国民の消費財アクセスを容易にすると同時に国家の外貨収入を手早く増やそうとするものであった。

後述のような社会的矛盾を承知の上で断行されたこの制度改革は、経済的には一定の効果をもたらした。ドルを所有する国民の消費財不足はある程度解消されたし、このルートを通じて国家が回収したドルは1994年前半には2億ドル強に上ったとも推定され(注24)、対外制約の緩和に寄与した。また外国貿易の国家独占の解除とあいまって、この公認のドル化も輸入品の競争圧力を僅かながら強めることになった。ドル商店によっては内外の両商品を取り扱っており、国内製品は外国の類似の商品との競合関係に立たされつつある。未だごく間接的にはあるが、これも国内経済の効率向上のための触媒作用を果たしたであろう。

なお、この間、卸売物価を国際価格水準に近づけるための価格改革も行われている(注25)。外国貿易の国家独占の解除やドル化とならんで、これも国内経済の規律づけを一步進めることになった。

## (2) 国家・経済関係と金融制度

第2に、国家・経済関係と金融制度については、①多様な所有・組織形態の認知ないし拡大、②市場経済の機能範囲の拡充、③超集権的な金融制度の分権化の試み、④ハードな予算制約を目指した政策・制度改革が重要である。言うまでもなく①と②もまた、外国貿易の国家独占の解除や③とならんで経済の分権化を意味している。

このうち①としては、前述の憲法改正を別とすれば、まず株式会社の増加をあげられる。株式会社はかつては海外での貿易業務のための例外的な所有形態に過ぎなかったが、1990年代に入り外国企業との合弁企業の設立や国営企業の海外取引の便宜のため、その数を増した。1994年現在で約200社あり、そのうち140社が国家資本の株式会社である(注26)。次に指摘できるのは、国営農場の協同組合(略称UBPC(注27))への転換と請負生産制の導入(1993年9月)である。ある推計によれば、1994年末までに耕地の80%と農牧業部門就業者の約70%がUBPCに属するようになり、1995年3月末には同組合(農牧業と林業)の数は1479に達している(注28)。農地は国有のままであるがUBPC所属の個人や家計にはその無期限用益権が与えられ、生産物は彼らが所有するもの

とされた。後述のようにUBPCの経営にはなお多くの制約が残っているが、ともかくもこれは画期的な組織変化と言える。最後に、自営業認可の拡大（1993年9月）も①に該当する。1995年現在、自営業者数は20.8万人に達している（注29）。

②としては、農牧産品自由市場の開設（1994年10月）、一定の工業製品や民芸品の自由市場の開設（1994年12月）のほか、自営業が関わる市場領域もあげられる。UBPCや少数の個人農ら農牧業の各種経済主体と工業製品・民芸品に関わる生産者は、国家と契約した生産量を上回る余剰品を自由市場で販売することができるようになり（注30）、自営業が扱う財やサービスの価格も自由な需給によって決定されてきている。自由市場開設後の1995年と翌年に農牧業生産が増勢に転じ（各々4.2%、17.3%（注31））、同市場の農牧産品価格が低下したこと（1996年に-30%（注32））は、この文脈で注目に値する。農牧業向け投入財の増産など他の要因も作用したであろうが、キューバ市場経済の潜在的な活力をそこにみることでよい。

以上は実体経済面の分権化を意味するが、金融面でもその動きがみられる。これが③である。それは全権限を独占していたキューバ国立銀行から普通商業銀行その他の機能を分離し、同時に同行には独立的な中央銀行の役割のみを担わせるような改革である。この意味での分割・分権化のプロセスは1984年に一部開始されていた（大衆貯蓄銀行[BPA]と国際金融銀行[BFI]の設立、外国銀行の支店開設認可）。だが当時のキューバ国立銀行はなお中央計画経済制度に奉仕する「会計センター」にとどまっており、1980年代後半には従来の諸制度の歪みや労働関係の弛緩を追認するような機能を果たしていた（通貨増発による財政赤字の補填、ソフトな予算制約）。これに対して1994年以降、金融改革は徐々に本格化していく。国際貿易銀行（BICSA）、外貨両替店（CADECA）、FINS Aその他新たな金融機関の設立を皮切りにキューバ国立銀行の従来の権限と機能が縮小する一方で、同行を実体経済や財政に対して自律的で、金融制度全般を管理しうる中央銀行へと再編成する準備が進みつつある（注33）。通貨増発による財政赤字の補填を法的に禁ずることも検討中だという。次に述べるハードな予算制約への転換も、近い将来におけるこの制度改革の先駆けとみることができる。

最後に④、ハードな予算制約への転換としては、1994年6月以降における財

政赤字削減のための一連の政策変更や制度改革をあげることができる。収入面では非必需品を中心とした価格引き上げ、一定の無料サービスの廃止、税制改革（1994年10月）等であり、支出面では赤字企業への補助金の削減、行政機構の合理化等がある。このうち税制改革は内外法人一律の利潤税導入、個人所得税導入（自営業者が主たる対象）、労働者自身による社会保障掛金積立などを主な内容としており（注34）、未曾有の危機の下での構造変化に適應した、持続可能な税制を確立しようとするものであった。以上の措置により財政赤字は減少し流動性も吸収された（表3-1）。この結果、対ドル実勢為替レート（ペソ/ドル）が低下し、ペソ建賃金の購買力、したがって勤労への動機づけ効果も回復した（注35）。そしてこのことは、その他の要因とあいまって労働生産性を引き上げることになったのである。

### (3) 企業・労働改革

第3に、企業・労働改革である。このうち企業組織改革の所有形態に関わる側面はすでに述べた。ここで着目したいのは、これと併行して進められた企業のダウンサイジングである。それは同時に企業の分割・分権化プロセスでもあった。その成功例として国営製靴企業バン・トロイの名や軍部所有企業（MINFAR）数社もあげられているが（注36）、より顕著な事例は上述したUBPCの創出に伴う農場のダウンサイジングである。1994年2月現在における新生UBPCの平均経営面積は、サトウキビ1190<sup>ヘクタール</sup>、米5132<sup>ヘクタール</sup>、タバコ241<sup>ヘクタール</sup>、牧畜1595<sup>ヘクタール</sup>、その他456<sup>ヘクタール</sup>にまで縮小している（注37）。第2章1.で述べた1990年当時の規模と比較すれば、これは画期的な変化と言えるだろう。以上の動きはそれ自体としては、企業ないし農場経営をより柔軟化して効率を高める要素となったはずである。それはまた各種自由市場の開設ともあいまって、分割により数が増えた企業や経営主体の間の市場競争をある程度は促進したであろう。

次に労働改革については、以下のような変化を指摘できる。まず、いくつかの戦略的産業（観光業、糖業、鉱業など外貨繰りに直接関わる諸産業）で顕著なのは、全国的な基本賃金表とは異なる独自の賃金表（表3-2）が採用されていることである。たしかに個別賃金表の職務大分類は基本賃金表（表2-2）のそれとさして違わず、平等主義的な賃金体系も維持されているが、いずれの職務大集団も全般に賃金水準が底上げされていることがわかる。言うまでもな



表3-2 戦略部門の企業における労働者の賃金表  
(単位時間当たり賃金)

職務大集団	A社	B社	C社	D社
I	0.70	0.89		0.82
II	0.89	1.05	1.15	0.90
III	1.05	1.21	1.26	1.00
IV	1.15	1.36	1.36	1.08
V	1.31	1.55	1.47	1.15
VI	1.47	1.73	1.57	1.28
VII	1.63	1.86	1.68	1.38
VIII	1.73	2.02	1.81	1.48
IX	1.89	2.20	1.94	1.61
X			2.10	1.70
XI			2.23	

注：1996年に許可された賃金表。企業名は伏せてある。

資料：Ministerio de Trabajo y de Seguridad Social

く、これは勤労意欲を刺激して生産性を高め、戦略産業を振興することを目的としている。さらに、戦略部門ではこれ以外にも各種の特別な物質的刺激制度が導入されている。たとえば外貨と等価の証明書での賃金支給、チップ収入の容認、必需品への優先的アクセス、労働条件の改善などであり、出勤状況やノルマ達成度などがその基準になっている(注38)。この種の制度の恩恵に与った労働者は1996年に130万人に達したが、そのうち直接的な利益を得たものは約83万人であった。これは国営部門・協同組合部門の労働者全体の23%に相当する(注39)。

以上の変化は従来の労働関係の基本的枠組みを大前提としながら、(戦略部門に限って)これに梃子入れしようとするものである。だが、新たな要素も取り込んだ、よりニュアンスに富む改革の試みもある。軍部傘下の諸企業(いわゆるMINFAR)における企業内労働改革の事例がそれである。MINFARの改革は1987年に開始された後、1990年代の複合的な危機の下で拡張され、現在に至るまで継続されている。残念ながら、肝心の近年における実態を詳しく知ることはできないが、当初の状況からその基本的な方向性はつかむことができる(注40)。

過度の職務分割が生産性等に及ぼす弊害を自覚したMINFARでは、それ

---

までの賃金・職務等級表を廃止し、これを新たに15の緩やかな職務集団区分へと再編成した。この結果、358の職務が削減された。労働者は生産の連続性を保つため、場合によっては本来の職務以外にもこなさなければならなくなった。いわゆる多能工化である。また、従来は昇進（上位の職務への移動）の際に年功が重きをなしていたが、これも改められた。「適材適所」と真の職務遂行能力によって昇進が決定されるようになった。要するに労働・生産組織のフレキシブル化が推進されたのである。詳細な実態がわからない今の時点でこれを日本方式に比することは許されないが、そこにはたしかに当時の世界的傾向（雇用関係の日本化）を意識したともみれるような、新しい側面が見受けられる。

ただし、これと同時に従来の制度的枠組みが改めて梃子入れされたという側面もある。すなわち、ノルマ制の再徹底である。革命後のキューバにおいて、標準的な労働強度をめぐる社会的な合意が必ずしも確立されていなかった可能性については前に触れた。これに対してMINFARの実験では、経営側や労働組合等の利害が介在しないように、技術者とストップウォッチのみによる生産ノルマの「客観的な」設定が推進された。そして一度設定されたノルマの達成如何は現場の作業班長が厳格に査定し、従来同様、出来高賃金と物質的刺激の両制度によって賃金が支給されたのである。これは要するに、弛緩した労働関係を改めて規律づける試みと評価できよう。生産中断の場合、賃金が支給されなくなり、中断分を空き時間に補うことになったのも、以上と軌を一にした転換と言える。

このように二面性をもつMINFARの労働改革は一定の成果をあげた。まず1986年に比して1987年には生産が約25%、生産性は約29%上昇し、製品欠陥率は5%未満となった。不当な賃金支給がみられなくなった上に、平均賃金は2.4%上昇した。こうして賃金コストは14センターポ低下し、企業採算は好転した。上納利潤税の額は250万ペソ強増加している。労働規律が強化され、欠勤率もほぼすべての工場・作業場で低下したという。ちなみに、1995年にもMINFAR全体で生産性が向上し、7790万ペソの利潤が計上されたことが知られている。独立採算が可能になっているのみならず、財政危機のため削減されつつあった軍事予算支出の1/5までをMINFARが賄うことができた(注41)。ただし、この労働改革の背後で雇用面に深刻な問題が生じていることは、後述の通りである。

---

### 3. 問題点

以上に整理した経済改革は、革命後に形成された制度構造を大なり小なり突き崩してきている。それはまた中国やベトナムとほぼ同様、国営部門優位の開放的な混合経済へとキューバ経済を再編成しつつある。一方、これはむしろキューバに顕著な特徴かも知れないが、広義の福祉制度や「人間開発」など社会主義的な要素は複合的な危機の発生から現在に至るまで、若干の後退こそあれ大枠では堅持されてきている。1990年と1993年を比べると、教育支出と住宅・地域サービス支出は減少したが、保健衛生支出と社会保障支出は増加しており、社会扶助支出はほぼ横ばいあった。また1993年と1995年を比べると減少したのは教育支出のみで、あとはすべて増加している(注42)。そしてこの傾向は1996年にも持続したという(注43)。このような独自の生存戦略の下で、キューバは少なくとも現在までのところ、ソ連・東欧型の体制崩壊を回避してきているのである。

もちろん、東欧革命やソ連の崩壊が専門家にとってさえ予想外の事態であったことを考えれば、キューバの場合にも同様の社会的・政治的な圧力が潜行している可能性は捨て切れない。また、1994年以降に一定の経済回復がみられたとはいえ、1996年のG N Pは未だ1989年の72.6%の水準に過ぎない(注44)。実際このことをはじめとして、今日の経済改革にはなお大きな限界があるといつてよい。以下、その要点を述べておこう。

#### (1) 対外債務、経済制裁、ドル化

第1に、国際経済への参入のあり方および国際関係に関わる問題である。主に外国投資による観光・宿泊施設の整備の結果、西欧諸国、カナダ、ラテン・アメリカ諸国からの観光客が激増し(1996年には入国外国人数が100万人を突破(注45))、観光産業は一躍最大の外貨獲得源となった。だが、この一定の輸出代替による輸出の回復(1994年～)にもかかわらず、従来の経済発展パターンに内在していた対外制約は払拭されていない。むしろ1996年には貿易赤字が再び急増している(表3-1)(注46)。

コメコン体制が存在せず「移行経済」諸国自身が余力を欠く現在、その補填

---

源は資本主義諸国の金融機関・政府しかあり得ない。ところが1986年のモラトリアム以来、日本を筆頭とする債権国(注47)との公式の対外債務交渉は再開されておらず、結局キューバは高金利(14~16%ないし場合によっては20~22%(注48))の短期金融市場に駆け込む以外ない状態にある。1994年以降の経済回復やそれを支えた輸入の増加は、最終的には、この不健全な対外債務によってファイナンスされてきたのである。当局が1997年の経済成長率を4~5%と1996年実績より低く見積もっているのは、110億ドル(国民1人当たり約1000ドル)とも推定される、この巨額のハード・カレンシー建対外債務(注49)を憂慮しているからに他ならない。厳しい対外制約のため、生産財を中心とする輸入の伸びとしたがって経済成長率とを抑制せざるを得ない訳である。

この対外制約を増幅しているのが他ならぬアメリカの経済制裁の強化であり、これは中国やベトナムの場合と決定的に異なる国際環境である。周知の「キューバ民主主義法」(1992年)と「キューバ自由化法」(1996年3月成立)がそれである(注50)。特に後者は第三国企業の対キューバ投資を阻もうとするものであり、経済復興の生命線を絶たれかねないキューバにとって死活問題である。現在までのところEU、カナダ、ラテン・アメリカ諸国等の反対にあって、同法の国外条項の適用は延期されてきているが、その威嚇効果のため外国投資はやや鈍り始めている。メキシコのセメント会社(CEMEX)がキューバから撤退したとも伝えられているのは、その典型的な事例である(注51)。この法律はまた、キューバのカントリー・リスクを高めることで対外債務の膨張にも間接的に影響している。

国際経済への参入のあり方に関して最後に、ドル化公認をめぐる社会問題も重要である。周知のようにこの措置は、ドルにアクセスできる国民層とそれ以外の国民層の間の深刻な所得格差を、公式に認める意味をもった。平等主義的な賃金体系と国民皆福祉、これがある意味で革命の大義を支える柱だったはずである。必ずしも勤労にもとづかない外貨所得が生計を左右するとなれば、この支柱が揺らぐことになる。たしかに流動性の吸収によりペソの購買力は回復してきているが、所得分配の改善を示唆する当局の報告はむしろ逆の事態を明らかに指し示しているように読める(注52)。いずれにせよ、ドル化が勤労意欲と生産性に対してマイナスに作用する側面をもつのは明らかである。

---

## (2) 政治力学と国家・経済関係

第2に経済改革の速度と方向性をめぐる政治力学の問題がある。これまでの改革はどちらかといえば未曾有の危機に強いられた、アド・ホックな性格が強くと、必ずしも一貫した改革戦略に立つものではなかった(注53)。これは政治エリート層のレベルではいわば消極的な改革路線(実際には従来の制度構造を支持しているが、未曾有の危機の下でのプラグマティックな生存戦術として部分的な改革を容認する路線)が優位に立っており、本来の積極的な改革派の力が弱いからに他ならない。大量の亡命、1993年の選挙結果に表われた都市住民の不满(注54)、1994年8月のデモといった、大衆の組織化されざる社会変革意思にもかかわらず、である。この力関係が続く限り、さらに徹底した改革はむずかしい。事実、後述するUBPCの問題にもみてとれるように、国家・経済関係(特にその国内的側面)は今なお集権的計画制度の根強い慣性によって規制されており、生まれたばかりの分権化の要素を抑制している面があるのである。

## (3) 企業・労働改革の持続可能性

第3に、企業・労働改革をめぐる問題である。企業改革はこれまでのところ内部改革、とりわけダウンサイジングにほぼ限られており、過度の垂直的統合を改めるような企業間関係・産業組織の見直しはほとんど進んでいないようである。一方、MINFAR以外での労働改革の進捗状況を知る術はないが、仮に改革が行なわれているとしても、おそらくは従来の労働関係に梃子入れするような部分的手直しが大部分であろうと思われる。企業への赤字補填が1994年以後削減されたことは前に述べたが、それでも1995年には予算ベースで21億5000万ペソが計上されていた(注55)。これに下記のUBPCに対する補助金分を加えれば、赤字補填は全体としては1989年実績をやや下回る程度である。改革の成果と共に限界も、そこに示されているとみてよい。

関連して新生UBPCの脆弱な経営体質も問題である。経営の分権化とダウンサイジングを兼ねて創設されたこの農牧業経営組織は、実はその後も多様な集権的規制(生産物構成、販売先・販売価格、投入財購入先・同価格など)に縛られており、また未だ適正規模とは程遠い状態にある(注56)。特にサトウキビUBPCでは、自家消費用作物も含めて農牧産品自由市場へのアクセスを法律で禁止されており、高収入を得る機会がない。このため元来における農村部

---

の厳しい労働・生活条件も重なって、UBPCから労働力が流出する事態を招いている。UBPC全体として1994年には実績ベースで6780万ペソ、1995年には予算ベースで4億ペソの財政補助を受けている(注57)。また1995年にはUBPCの61%が赤字を抱えていた(注58)。

企業・労働改革に関するもう1つの問題は、完全雇用の「崩壊」である。企業の規模縮小や分割に伴い大量の人員削減が断行されてきており、1995年には失業率が7%に達した(注59)。MINFARタイプの労働・生産組織のフレキシブル化もまたこの傾向に拍車をかけている。MINFARではすでに1987年の段階で284人を整理していたが(注60)、1995年にも20%ないし30%の人員削減を断行したのである(注61)。社会主義国家キューバにあっては、たしかにこの大量解雇は無計画的ではあり得なかった。配置転換や転職の斡旋、一定程度までの賃金保証(一時的配置転換の場合は100%、最終決定の場合は80%、失業の場合は1ヶ月分の賃金支給と勤続期間に応じた一定期間にわたる60%の賃金支給継続など)といったセイフティー・ネットが設けられたのである(注62)。しかし条件付きで雇用や所得が事後保証されるとはいえ、従来における事前の完全雇用原則と比べれば、これはかなり核心的な制度変化だといえる。前に述べたドル化に伴う社会的格差の容認とならんで、やはり革命の基本理念と抵触する性格をもつとみてよい。ちなみに前述した自営業認可の拡大も、1つにはこうした失業圧力を吸収するためのものだったのである。

## おわりに

本章の内容を要約することにより、結論としたい。1980年代後半に顕在化していた構造的な問題とソ連崩壊をはじめとする対外的なショックが融合した結果、キューバ経済は1990年以降、革命後かつてない深刻な危機を経験することになる。1990年～1993年の間、GDPと1人当りGDPはいずれも劇的に低落し、生産性・賃金ギャップ、企業赤字、そのインフレ的補填といった従来からの不均衡も一層深刻化した。こうして大枠としては中国・ベトナム型の一連の経済改革が開始されるに至った。すなわち外資導入やドル化容認等の対外開放、農産物自由市場の再開に象徴される国家・経済関係の再検討、ダウンサイジング・国営農場の協同組合化・自営業認可範囲の拡大・雇用関係のフレキシブル

---

化といった企業・労働改革、規律や均衡重視の金融・財政改革などである。分権化と国営部門優位の開放的混合経済を志向するこれらの制度改革により、キューバはソ連・東欧型の体制崩壊をさしあたり免れてきた。実際、1994年以降現在に至るまで、経済実績は一応好転しつつある。

だがそれは原状回復にはなお遠い括弧つきの回復であり、内外に困難を抱えている。まず対外的には中国・ベトナムと対照的に、アメリカによる経済制裁の強化や対外債務交渉の難航という障害が存在する。国際関係におけるこうした制約を乗り越え一層の経済復興を図るには、従来の外延的な輸入代替工業化から効率的な輸出代替型発展への画期的な転換が、そしてそれを可能にする一層本格的な改革の推進が不可欠となる。だが党内の力関係において積極的な改革派は優位になく、このため改革の速度とその内容も（特に国内面では）比較的慎重なものとなっている。一部の改革の社会的帰結（ドル化による所得格差の拡大、企業・労働改革による大量解雇など）と従来の革命理念との間に矛盾が生じていることも、そこに影響していよう。

しかし、こうした限界にもかかわらず、キューバがいずれにせよ経済改革を進めざるを得ないことだけは確かである。なぜなら、第2章でみたように、革命後に形成された制度構造とその下での経済発展パターンは、東欧革命やソ連崩壊よりも前の段階で消耗していたからである。もはや後戻りは許されない。とすれば改革派経済学者の主張通り、特に国内面の制度改革をより一貫した形で断行し、過去の惰性を断ち切っていく必要がある。だが、その過程が社会的・政治的に持続可能なものとなるか否かは誰にも保証できないのである。

---

(注)

- 1 Figueras 1994, p.114
  - 2 Ferriol 1996, p.12
  - 3 Carranza, Gutiérrez y Monreal 1995, p.29
  - 4 1989年の利潤税収入と流通税収入は各々1887.9百万ペソ、5138.2百万ペソであったが、それらは1993年には順に1399.9百万ペソ、3310.1百万ペソへと減少していた。また企業赤字向けの補助金支出は同期間に2653.9百万ペソから5433.9百万ペソへと増加した (Banco Nacional de Cuba 1995, Appendix 4)。
  - 5 Ferriol 1996, p.12
  - 6 1993年半ばにおけるヤミ市場の規模は、金額にして1989年の7倍強に膨れ上がっていた (Carranza, Gutiérrez y Monreal 1995, p.29)。
  - 7 “Creció la economía 7.8%”, en *Granma Internet*, Año 2, No. 2 (14 de enero de 1997)
  - 8 Ferriol 1996, p.17
  - 9 “Creció la economía 7.8%”. 1995年については平均賃金のデータしか得られなかったが (CEPAL 1996, p.9)、それによれば同年におけるその伸び率は3.8%と算定される。なお具体的な数値は示されていないが、同年の労働生産性の伸び率はこれを下回ったという (Ibid.)。
  - 10 Carranza, Gutiérrez y Monreal 1995, p.34
  - 11 CEPAL 1995, pp.8-9
  - 12 Ibid., p.10, cuadro 2, p.12, cuadro 3
  - 13 Ibid., p.2; Carranza, Gutiérrez y Monreal 1995, p.35
  - 14 Instituto de Investigaciones Financieras 1995, p.17; “Creció la economía 7.8%”
  - 15 Instituto de Investigaciones Financieras 1995, p.17
  - 16 CEPAL 1995, p.2
  - 17 Ibid., p.10, cuadro 2
  - 18 Ibid., p.12, cuadro 3
  - 19 Ibid., p.2
  - 20 なお、中国・ベトナム両国の外資受入体制との比較について詳しくはMolina 1996を参照せよ。また新旧外国投資法の比較はCEPAL 1995, p.19の表で一覧できる。
  - 21 1996年2月までの協定締結国としてはイタリア、スペイン、コロンビア、イギリス、中国、ボリビア、ウクライナ、ロシア、ベトナム、アルゼンチン、南アフリカ、レバノン、チリ、ルーマニア、バルバドスがある (Centro de Estudios sobre América 1996b, p.12, Anexo10)。
  - 22 *Latin American Weekly Report*, 16 May 1996, p.213
  - 23 1996年央における国民のドル所有率は、9つの州で30%~60%であった (“Creció la economía 7.8%”)。
  - 24 Centro de Estudios de la Economía Cubana 1995, p.53, nota 16
  - 25 Carranza, Gutiérrez y Monreal 1995, p.38
  - 26 Ibid., p.33
  - 27 Unidades Básicas de Producción Cooperativa
  - 28 Instituto de Investigaciones Financieras 1995, p.25
  - 29 CEPAL 1996, p.6
-



- 
- 30 Carranza, Gutiérrez y Monreal 1995, pp.43-47 ; Instituto de Investigaciones Financieras 1995, pp.26-30
- 31 CEPAL 1996, p.7, p.16 ; ポンス 1996、27頁; “Creció la economía 7.8%”
- 32 Ibid.
- 33 Banco Nacional de Cuba 1995, p.27は、将来の新しい中央銀行が果たすべき役割に言及している。
- 34 Instituto de Investigaciones Financieras 1995, p.37-39
- 35 実勢レートは1995年の1ドル32.1ペソから1996年には19.2ペソへと低下した。この結果、国全体で約2300万ドル分の為替差益が得られたはずだという(“Creció la economía 7.8%” )。
- 36 Torras y Marcelo 1995, p.4
- 37 Ibid., p.4
- 38 Instituto de Investigaciones Financieras 1995, pp.56-57
- 39 “Creció la economía 7.8%”
- 40 以下は基本的にはPérez y González 1988によるが、筆者なりの解釈で整理してある。
- 41 *Granma* (12 de marzo de 1996), citado en Centro de Estudios sobre América 1996a, p.56
- 42 具体的な詳細はCEPAL 1996, p.26, cuadro 12を参照。
- 43 “Creció la economía 7.8%”
- 44 Ibid., Oficina Nacional de Estadística 1995, CEPAL 1995により算出。
- 45 “Llegó el millón de visitantes” , en *Granma Internet*, Año 2, No. 2 (14 de enero de 1997). 正確には100万1739人 (12月30日現在)。
- 46 表3-1の推定値とは整合しないが、ラーへ国家評議会副議長によれば1996年の貿易赤字は22億ドル (GNPの15.5%) に達したという (*Cuba News*, Vol.5, No.1, January 1997, p.7) 。
- 47 ハード・カレンシー建債務に限れば、1994年末の筆頭債権国は日本 (25%) であり、以下スペイン (13%)、フランス (12%)、アルゼンチン (9%)、イギリス (8%) と続いている (Banco Nacional de Cuba 1995, p.25, Chart 12)。
- 48 *Cuba News*, Vol.5, No.1 (January 1997), p.11 ; *Cuba News*, Vol.4, No.12 (December 1996), p.2
- 49 *Cuba News*, Vol.5, No.1 (January 1997), p.11 ; *Cuba News*, Vol.4, No.12 (December 1997), p.2
- 50 前者については山岡 1993を、後者については山岡 1996を参照されたい。
- 51 *Cuba News*, Vol.4, No.6 (June 1996), p.6. ただし実際に撤退したのか否か、本稿執筆の時点では最終確認ができていない。
- 52 ロドリゲス経済・計画大臣の1996年年末の国会報告によれば、所得階層別の1人当たり所得を1989年と1996年とで比較すると、50ペソまでの所得階層ではほぼ不変であったが、51ペソ~150ペソの階層では減少し、151ペソ以上の階層では増加したという。同大臣はこれを「肯定的な推移」(“una evolución positiva”) と評価しているが、何故そう言えるのか理解に苦しむ。“Creció la economía 7.8%” を参照。
- 53 Carranza 1995, p.18
- 54 小池 1996, 19頁。
- 55 Banco Nacional de Cuba 1995, Appendix 4
- 56 Nova 1995, p.71 ; González 1995, pp.90-92
- 57 Banco Nacional de Cuba 1995, Appendix 4
-

58 Bu, Fernández, Nova, García, Alayeto y Atienza 1996, p.33

59 CEPAL 1996, p.10. ここには行政改革による失業分も含まれる。

60 Pérez y González 1988, p.72

61 Granma (12 de marzo de 1996), citado en Centro de Estudios sobre América  
1996a, p.56

62 Instituto de Investigaciones Financieras 1995, pp.54-55

---